

電源 I 周波数調整力契約書【標準契約書】

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、平成30年9月3日に乙が公表した平成30年度電源I周波数調整力入札募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承認のうえ甲が落札したことにより、甲が周波数制御および需給バランス調整等（以下「周波数調整等」という。）のための周波数調整力を乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（周波数調整力の提供）

第1条 甲は、乙が周波数調整等を実施するため、別紙1の発電設備または負荷設備（以下「契約電源等」という。）を用いて、乙に対して周波数調整力の提供を行うものとする。

なお、この場合の当該契約電源等は、平成29年4月1日実施の乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する（乙が約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款の該当条項による。以下同じ。）次の各設備に該当するものとして取り扱う。

（1）揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」という。）

約款附則5（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であつて別途当社と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備（揚水発電設備等を含む。）

約款15（契約および託送供給等の単位）（4）に規定する調整電源

（3）負荷設備

約款15（契約および託送供給等の単位）（5）に規定する調整負荷

2 本契約において、周波数調整力の提供とは、次のものをいう。

（1）本契約第4条で定める受電地点において、同条に規定する周波数調整力契約電力を、常時、契約電源等により甲が乙の指令に従い発電または負荷設備における電気の使用を抑制もしくは増加（以下「発電等」という。）可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

（2）甲が乙の指令に従い契約電源等を周波数調整力契約電力の範囲内で次の運転を行うこと。

ア 起動および停止

契約電源等の起動（起動後、乙の電力系統に並列するまでをいう。）または停止を行うこと。

イ 出力の増減

契約電源等の出力を別紙2に記載の周波数調整等機能を使用し、増減させること。

(送電上の責任分界点)

第2条 送電上の責任分界点は、契約電源等ごとに別紙1のとおりとする。

(財産分界点および管理補修)

第3条 財産分界点は、契約電源等ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側（契約電源等側）については甲が、乙側については乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(定格出力、周波数調整力契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数)

第4条 契約電源等の定格出力、周波数調整力契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は、別紙1のとおりとする。

(設備要件)

第5条 甲は、契約電源等について、別紙2に記載の設備要件を満たすものとする。

(運用要件)

第6条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすとともに、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

- (1) 乙の指令から5分以内に出力増減が可能であること。
- (2) 甲は本契約第7条にもとづきあらかじめ定める点検等の期間を除き、乙の指令に従った運転および待機が可能であること。
- (3) 運転中の契約電源等については1日の中で最初の乙による指令時刻、停止中の契約電源等については1日の中で最初の乙の指令による乙の電力系統への並列時刻から、原則として、7時間にわたり乙の指令に応じた運転継続が可能であること。
- (4) 甲は、契約電源等や周波数調整等機能に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。
- (5) 甲は、契約電源等や周波数調整等機能の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。
- (6) 甲は、本条(2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、周波

数調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の周波数調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。

(停止計画)

第7条 甲は、乙が別途定める期日までに、乙に対して本契約第16条で定める周波数調整力の提供期間（以下「提供期間」という。）における契約電源等の停止計画の案（以下「停止計画案」という。）を提出のうえ、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は、前項の停止計画案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 停止時期は、高負荷期（7月16日～9月15日）を除く時期に設定すること。ただし、乙との協議により、乙が高負荷期に設定することを認めた場合はこの限りでない。
- (2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、停止期間の短縮に努めること。
- (3) 乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。

(通信設備等の施設)

第8条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等は、次のとおり施設するものとする。

(1) 発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所等から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

(3) 本条(1)および(2)以外の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(料金)

第9条 乙は、周波数調整力の提供に係る料金として、周波数調整力契約電力料金と調整力料金を甲に支払うものとする。

2 周波数調整力の提供に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。

（周波数調整力契約電力料金）

第10条 各料金算定期間の周波数調整力契約電力料金は、契約電源等ごとに、別紙3に定める月間料金から、本契約第12条にもとづく停電割戻料金ならびに本契約第13条にもとづく超過停止割戻料金、停止調整料金および追加停止調整料金を加減算した金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

（月間料金の日割計算）

第11条 本契約が月の途中で終了した場合、その月の契約電源等ごとの月間料金は、次の算式によりそれぞれ日割計算するものとする。

$$\text{月間料金} \times \frac{\text{当該月の1日から契約終了日の前日までの日数}}{\text{料金算定期間の日数}}$$

（停電割戻料金）

第12条 甲は、乙の指令の有無にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由によらない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、周波数調整力の全部または一部を乙に提供できない場合（以下「停電」という。）、その停電時間に応じて停電割戻料金を乙に支払うものとする。ただし、甲が、乙が別途定める要件を満たす代替電源等を用いて周波数調整力を提供し、乙が停電の対象としないことを承諾した場合、または停電を生じた理由が天変地異等、甲の責めに帰すべき事由によらない場合は、甲乙協議のうえ停電割戻料金の対象としないことができるものとする。

2 停電により発生する各契約電源等の割戻対象時間（以下「停電割戻対象時間」という。）は、契約電源等ごとに停電時間を次の算式によって修正した修正停電時間の料金算定期間を通じた累計とする。ただし、停電が発生翌日以降も継続する場合は、発生当日に限るものとする。また、当該停電時間を通じて提供可能な周波数調整力は、あらかじめ甲が乙に申し出を行い、乙が認めた値とする。

周波数調整力契約電力

—当該停電時間における本契約第13条第1項の停止割戻対象電力

—当該停電時間を通じて提供可能な周波数調整力

$$\text{修正停電時間} = \text{停電時間} \times \frac{\text{周波数調整力契約電力}}{\text{周波数調整力契約電力}}$$

- 3 提供期間において、停止計画案にもとづき各契約電源等の停止を計画した日数の累計（以下「年間作業停止計画日数」という。）が48日未満の場合、停電割戻料金算定上の年間作業停止計画日数は48日とする。
- 4 契約電源等ごとの停電割戻料金については次の算式により算定するものとする。

$$\text{停電割戻料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{停電割戻対象時間}}{8,784 - 24 \times \text{年間作業停止計画日数}} \times 1.5$$

- 5 甲は、前項に定める算式にもとづき算定した停電割戻料金を、当該契約電源等の翌月分（ただし、提供期間の最終月分の場合は当月分とする。）の月間料金から差し引くことにより乙に支払うものとする。

（超過停止割戻料金等）

第13条 甲は、乙の指令の有無にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由によらない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、契約電源等ごとに、前日までに乙に通知のうえ、停電を生じた日ごとに次の算式によって修正した値の提供期間を通じた累計（以下「年間停止日数」という。）が、年間作業停止計画日数を超過した場合は、当該超過した日数（以下「超過日数」という。）に応じて超過停止割戻料金を乙に支払うものとする。なお、1日において24時間に満たない停電が発生した場合においても停止日数1日として算定するものとする。ただし、甲が、乙が別途定める要件を満たす代替電源等を用いて周波数調整力を提供し、乙が停電の対象としないことを承諾した場合、または停電を生じた理由が天変地異等、甲の責めに帰すべき事由によらない場合は、甲乙協議のうえ合意した期間について、超過停止割戻料金の対象としないことができるものとする。また、当該停止日を通じて提供可能な周波数調整力は、停止日前日までに甲が乙に申し出を行い、乙が認めた値とする。

$$\text{修正値} = \frac{\text{停止割戻対象電力} (\text{周波数調整力契約電力} - \text{当該停止日を通じて提供可能な周波数調整力})}{\text{周波数調整力契約電力}}$$

- 2 前項において、各契約電源等の年間作業停止計画日数が48日未満の場合、超過停止割戻料金算定上の年間作業停止計画日数は48日とする。
- 3 乙は、各契約電源等の年間作業停止計画日数が48日を上回る場合で、年間停止日数が年間作業停止計画日数を下回るときは、当該下回る日数（以下「追加運

転日数」という。)に応じて停止調整料金を甲に支払うものとする。

- 4 前項において、年間停止日数が48日未満の場合は、停止調整料金算定上の年間停止日数は48日とする。
- 5 乙は、本契約第7条における停止計画の協議の結果、停止計画における各契約電源等の停止を計画した日数の累計(以下「見直し後年間作業停止計画日数」という。)が年間作業停止計画日数を下回り(当該下回る日数を以下「追加作業調整計画日数」といい、年間作業停止計画日数が48日を上回る場合、追加作業調整計画日数算定上の年間作業停止計画日数は48日とする。),かつ見直し後年間作業停止計画日数が48日未満の場合で、年間停止日数が48日を下回るときは、当該下回る日数(以下「追加作業調整運転日数」という。)に応じて追加停止調整料金を甲に支払うものとする。
- 6 前項の追加作業調整運転日数の算定において、年間作業停止計画日数が48日を下回る場合は、追加作業調整運転日数算定上の48日は年間作業停止計画日数とし、前項の追加停止調整料金の算定において、追加作業調整運転日数が追加作業調整計画日数を上回る場合は、追加停止調整料金算定上の追加作業調整運転日数は追加作業調整計画日数とする。
- 7 契約電源等ごとの超過停止割戻料金、停止調整料金および追加停止調整料金については、それぞれ次の算式により算定するものとする。

$$\text{超過停止割戻料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{超過日数}}{366\text{日} - \text{年間作業停止計画日数}}$$

$$\text{停止調整料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{追加運転日数}}{366\text{日} - \text{年間作業停止計画日数}}$$

$$\text{追加停止調整料金} = \text{年間料金} \times \frac{\text{追加作業調整運転日数}}{366\text{日} - \text{年間作業停止計画日数}}$$

- 8 甲は、前項で定める算式にもとづき算定した超過停止割戻料金を、提供期間の最終月の月間料金から差し引くことにより乙に支払うものとする。
- 9 乙は、本条第7項で定める算式にもとづき算定した停止調整料金および追加停止調整料金を、提供期間の最終月の月間料金に加えることにより甲に支払うものとする。

(周波数調整力契約電力料金等の支払い)

- 第14条 甲は、周波数調整力契約電力料金に、本契約第23条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額（ただし、事業税相当額は、甲の事業税の課税標準が収入金額による場合で、かつ、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。）を、翌月15日までに請求書により乙に請求するものとし、乙は同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が同月16日以降であった場合は、乙は、請求書受領後10日以内（ただし、請求書受領後10日目の日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日まで）に甲に支払うものとする。
- 2 前項の支払いが、支払期限日までに行われなかった場合、乙は、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税等相当額および事業税相当額は含まない。）金額に対して、年10パーセント（閏年についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。
- 3 本契約第12条で定める停電割戻料金および前条で定める超過停止割戻料金の合計額が、当該月の全契約電源等の月間料金ならびに前条で定める停止調整料金および追加停止調整料金の合計額を上回る場合は、甲は、その差額に消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を乙に支払うものとし、当該請求および支払いについては、本条第1項に準じ、延滞利息については、前項に準ずるものとする。

(調整力料金の算定および支払い)

- 第15条 契約電源等から受電する電力量の計量は、別途甲乙間で締結する電源II周波数調整力契約第9条で定める方法により、当該契約に係る計量とあわせて行うものとする。
- 2 乙の指令に従い契約電源等の運転を行ったことによる調整力料金は、電源II周波数調整力契約にもとづく調整力料金と同一の方法により算定し、当該契約にもとづく調整力料金とあわせて請求および支払いを行うものとする。

(周波数調整力の提供期間および契約の有効期間)

- 第16条 本契約にもとづく甲から乙への周波数調整力の提供期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。
- 2 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。ただし、電源II周波数調整力契約が終了したときは、

当該終了と同時に本契約も終了するものとする。

(合意による解約)

第17条 甲または乙は、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議のうえ合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲および乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面をもってその履行を催告し、その後10日を経過しても相手方が当該義務を履行しなかったときには、本契約を解除することができるものとする。

2 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方に対し書面により通知して、本契約をただちに解除することができるものとする。

(1) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合

(2) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法令にもとづく手続（以下総称して「倒産手続」という。）開始の申立てを受け、または自ら倒産手続の申立てをし、もしくは解散の決議を行った場合

(3) 本契約における重大な義務違反があった場合

3 乙は、甲が故意または重過失により周波数調整力の全部または一部の提供を停止した場合は、本契約をただちに解除することができるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第19条 本契約の解約または解除により、その責めに帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責めに帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第20条 甲は、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し、乙の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、甲が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から

5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することができるが判明した場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、甲が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 甲は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を乙に報告し、乙の捜査機関への通報に必要な協力をを行うものとする。
- 5 甲が前項の規定に違反した場合は、乙は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- 6 乙が本条第1項、第2項または前項の規定により本契約を解除した場合、甲は、解除により乙に生ずる損害を賠償するものとする。なお、この場合、甲は、解除により自己に生ずる損害の賠償を乙に請求することができないものとする。

(損害賠償)

第22条 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第23条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税

および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第24条 本契約において、周波数調整力契約電力料金の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額、消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第25条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第26条 本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第27条 甲および乙は、本契約の内容ならびに本契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報について、本契約の有効期間中はもとより、有効期間満了または解除等による終了後においても、第三者に対して開示してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合、または周波数調整力の広域的運用に伴い他の一般送配電事業者に提示する場合は、この限りでない。

2 前項の相手方の情報には、次の各号のいずれかに該当するものは、含まれるものとする。

- (1) 本契約の締結前から既に自ら保有していたもの
- (2) 本契約の締結後に自らの責めによらず公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの
- (4) 相手方の情報を使用もしくは参照することなく独自に開発したもの

(協議事項)

- 第28条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「申合書等」という。）によるものとする。
- 2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成□□年□□月□□日

○○県○○市○○町○○番
甲 ○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

愛知県名古屋市東区東新町1番地
乙 中部電力株式会社
代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員

別紙1. 契約電源等一覧表

事業者名	契約電源等	所在地	号機	定格出力 (kW)	周波数調整力 契約電力 (kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点 (送電上の責任分界点・財産分界点)
□ □ 発 電 株 式 会 社	××発電所 ○○県○○市××	○○県○○市××	1号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60	××線(1, 2号)引込O Fケーブルのケーブルヘッド送電線側接続点
			2号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60	
			3号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60	
			4号機	○○	○○	275	90	交流三相3線式	60	
	○○○発電所 ○○県○○市○○	○○県○○市○○	1号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60	□□□線引込鉄構における、□□□線架線と□□□開閉所引込用ジャンパー線の接続点
			2号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60	
			3号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60	
	□□発電所 ○○県○○村大字○○	○○県○○村大字○○	1号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60	□□発電所鉄構の電線路引留がい子取付点及び開閉器設備(G I S)の電路側端子
			2号機	○○	○○	500	90	交流三相3線式	60	

契約電源等の設備要件

電源 I 周波数調整力契約書第5条に定める設備要件については、以下のとおりとする。

1 周波数調整等機能

火力発電設備においては、次の各号に定める機能を有するものとする。具体的な発電設備の性能は別表に定めるものとする。ただし、当社系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行うことがある。

なお、火力発電設備以外においては、火力発電設備と同等程度の周波数調整等機能を有するものとし、必要に応じて別途協議するものとする。

(1) ガバナフリー運転機能

発電機の回転速度を負荷の変動のいかんにかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変動に追随して発電機出力を増減させる運転（ガバナフリー運転）を行う機能。

(2) 周波数変動補償機能

系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が出力指令値に引き戻すことがないよう、ガバナによる出力指令に加算する機能。

(3) 自動負荷給電制御機能（A D C機能：Automatic Dispatching Control）

当社中央給電指令所からの出力制御信号に追従し、自動的に発電機出力を変動させる機能。

(別表)

	ガスタービンおよびガスタービン コンバインドサイクル	その他火力
ガバナフリー	速度調定率 5 %以下	速度調定率 5 %以下
ガバナフリー幅	5 %以上 (定格出力基準)	3 %以上 (定格出力基準)
A D C 变化速度 (注 1)	5 %／分以上 (定格出力基準)	1 %／分以上 (定格出力基準)
A D C 幅	定格出力の 6 0 %以下～定格出力	定格出力の 4 0 %以下～定格出力
最低出力 (注 2)	5 0 %以下 (定格出力基準) D S S 機能具備 (注 3)	3 0 %以下 (定格出力基準)

(注 1) 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安全運転により満たせない場合には別途協議。

(注 2) 気化ガス (boil of gas) 処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

(注 3) D S S (需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間時間帯や太陽光供

給力の多い昼間時間帯に停止し、その他の時間帯に起動させること。1日の間に起動・停止を行うことから、日間起動停止運転という。Daily Start up and Shut down もしくは Daily Start Stop の略。) は、発電機解列から並列まで8時間以内で可能なこと。

2 オンライン指令の信号送受信機能

周波数調整等に必要な以下の信号を送受信する機能を有するものとする。

当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(J E S C Z 0 0 0 4 (2 0 1 6))への準拠が必要となる。また、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従うものとする。

(1) 受信信号

- A D C 指令値 (上げ、下げ)

(2) 送信信号

- 現在出力
- A D C 使用／除外
- A D C 上下限
- 周波数調整等機能故障

以上

別紙3. 月間料金等一覧表

事業者名	契約電源等	所在地	号機	周波数調整力 契約電力 (kW)	年間料金 (円)	月間料金 (4月～2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
□ □ 発 電 株 式 会 社	××発電所	○○県○○市××	1号機 2号機 3号機 4号機					
	○○○発電所	○○県□□市○○	1号機 2号機 3号機					
	□□発電所	○○県□□村大字○○	1号機 2号機					